



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
2	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
3	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
4	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
5	〃	(").....	3
6	指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
7	救急病院の認定	(医務課).....	3
8	〃	(").....	3
9	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
10	大規模小売店舗の変更の届出	(").....	5
11	〃	(").....	6
12	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(").....	8
13	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(").....	8
14	〃	(").....	9
15	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(").....	9
16	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	10
17	〃	(").....	10
18	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	10
19	保安林の指定施業要件の変更	(").....	11
20	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	11
21	〃	(").....	11
22	〃	(").....	12
23	〃	(").....	12
24	〃	(").....	12
25	公共測量の実施	(技術調査課).....	13
26	公共測量の終了	(").....	13

○ 公安委員会告示

1	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	13
---	---------------------	-------	----

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	14
	和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定	(デジタル社会推進課).....	14
	和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定	(県民生活課).....	14
	和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者の指定	(港湾空港振興課).....	15
	和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定	(").....	15
	加太みなとまちの指定管理者の指定	(").....	15
	日置港小型船舶泊地、-2.5m物揚場（1）、-2.5m物揚場（2）及び日置小型船舶係留施設の指定管		

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

株式会社ミュー・エンターテイメント 代表取締役 峯岸信之

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社Classic 代表取締役 上野正洋

和歌山県日高郡日高町大字志賀933番地の1

株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本香緒里

和歌山県和歌山市栗栖71番地

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山10717番地1

4 変更年月日

令和5年11月17日他

5 変更理由

店舗リニューアルのため

6 届出年月日

令和5年12月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄767番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ディー・エフ・エル・リース株式会社 代表取締役 中嶋賢一

大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄東畑767番1外

(変更後) NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄767番1外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 建物北西側（縦覧図書別添図面3-1のとおり）

収容台数 34台

(変更後) 位置 敷地北西側（縦覧図書別添図面3-2のとおり）

収容台数 34台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 建物北東側

面積 36㎡

(変更後) 位置 建物北東側及び建物南側

容量 68㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物北東側

容量 9.0㎡

(変更後) 位置 建物南側

容量 9.0㎡

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所（敷地北側2か所、敷地西側1か所）

(変更後) 4か所（敷地北側2か所、敷地西側2か所）

4 変更年月日

(1) 令和5年12月13日

(2) 令和3年2月21日

(3) から (5) まで 令和6年8月14日

(6) から (8) まで 令和5年12月14日

5 変更理由

(1) 建物の登記上の表記との整合を図るため

(2) 届出上の代表者の変更のため

- (3) 駐輪場の位置を見直したため
- (4) 荷さばき施設を増設したため
- (5) 廃棄物保管施設の位置を見直したため
- (6) 及び(7) 来客の利便性向上のため
- (8) 出入口の計画を見直したため

6 届出年月日

令和5年12月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第12号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ南紀店

和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第935号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第13号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン古屋店

和歌山県和歌山市古屋82番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第944号